

鳥取縣公報

條例

鳥取縣條例第三十四號

鳥取縣杞柳移出取締條例を次のように定める。

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣杞柳移出取締條例

第一條 本縣に於て生産された杞柳の移出取締についてはこの條例の定めるところによる

第二條 青杞柳（剝皮せる白杞柳を含む以下同じ）は左に掲げる場を除外これを縣外に移出してはならぬ。

一、特別の事情により知事の承認を受けた場合

第三條 前條第一號の承認を受けんとする者は別記様式による申請書二通を所轄地方事務所長及び市長を経由

昭和二十三年六月十五日
第一千九百十七號

火曜 日

して知事に提出しなければならない。

第四條 第三條により知事は必要と認めるときは別記第一號様式の承認書を交付しなければならない。

第五條 運送業者又は運送取扱業者は認書を所持しない者の杞柳を縣外に運送し又は運送の目的のもとに取扱う事は出来ない。

第六條 移出の承認を受けた者が移出を完了したときは直ちに移出完了報告書を知事に提出しなければならない。

第七條 移出の承認を受けた者が承認の日より二十日以内に移出しないときはその承認は効力を失う。

第八條 第二條又は第三條の規定に違反した者は五方圓以下の罰金に處する。

第九條 前條の規定は法人にあつてはその代表者に未成年者又は禁治産者にあつてはその法定代理人にこれを

適用する。但しその業務に關し成年者と同一の能力を有する未成年者にあつては此の限りでない。

附 記

此の條例は六月六日からこれを施行する。

様式

杷柳移出承認申請書

- 一、出荷者住所氏名
- 二、縣外移出の事由
- 三、數量
- 四、品別名(大木又は小木)
- 五、荷受人住所氏名
- 六、移出豫定期日
- 七、運送方法
- 八、其他參考となる事項

右の通り杷柳を移出したいから申請する

年 月 日

申請者

住 所
氏 名 職 業

鳥取縣知事何某殿

◇鳥取縣條例第三十五號
鳥取縣農產物検査手数料條例を次のように定める
昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣農產物検査手数料條例

第一條 鳥取縣茶種検査條例(以下茶種條例という)鳥取縣麻、三極、楮検査條例(麻、三極、楮検査條例という)の規程により徴収する検査手数料を次のように定める。

- 一、茶 種 一包装に付 一圓〇〇
- 二、麻、三極、楮 一捆に付 一、〇〇〇

第二條 茶種條例第二十條第二項及び麻、三極、楮検査條例第二十條第二項による検査請求書と共に納入した手数料はこれを返還しない。

第三條 茶種條例第二十五條第二號、同第二十六條第一項、麻、三極、楮條例第二十五條第二號、同第二十六條第一項に該當する検査については、検査手数料を徴收しない。

- 第四條 茶種條例第二十三條、麻、三極、楮、條例。第二十三條に依る検査等級の決定が前検査と異なる場合は再検査の検査手数料はこれを徴收しない。
- 第五條 検査手数料は検査申請書又は検査請求書に鳥取縣農產物検査手数料徴收證票(以下證票という)を貼付して、これを納付しなければならない。
- 第六條 證票は次の通りとし、縣出納吏の印章を押捺してこれを發行する。

證 票 縦七分 横一寸



縣出納吏の印章 肉色 朱

- | | |
|-----|----|
| 種類 | 刷色 |
| 拾圓券 | 褐色 |
| 五圓券 | 綠色 |
| 壹圓券 | 紫色 |

第七條 證票は縣において指定する證票賣捌人が賣捌をする。

證票賣捌人に對しては賣下金額の百分の四を取扱費として交付する。

第八條 證票賣捌人證票の賣下げを受けようとするときはその代金を前納しなければならない。

第九條 損傷又は汚染した證票は、これを使用することはできない。

前項の證票は引換えを請求することができる。

附 則

この條例は昭和二十三年一月一日からこれを適用する但し同検査従前の手数料規則により發行した證票は、この條例による證票と同一の効力がある

この條例施行前、指定を受けた證票賣捌人はこの條例により指定したものとみなす。

◇鳥取縣條例第三十六號

鳥取縣茶種検査條例を次のように定める。

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西尾 愛治

鳥取縣茶種検査條例

第一條 本縣内において生産せられた茶種受渡し又は移出しようとする者はこの條例の定めるところにより検査を受けなければならない。但し次の各號の一に該當するものはこの限りでない。

- 一 第七條に定める正味量に満たない端量のもの
- 二 學術研究又は試験の用に供するもの
- 三 博覽會、共進會又は品評會に出品するもの
- 四 強制執行の目的物となつたもの又は國有に屬するもの
- 五 特別の事由に依り検査の免除を受けたもの

第二條 第一條の受渡しとは賣買、交換、貸借、辨濟、

贈與、擔保、又は寄託等のため本縣内にて授受するをいふ移出とは、本縣外に搬出するをいう。

第三條 第一條第一號、第二號又は第三號に該當する茶種を受渡し若しくは移出しようとする者はその事由數量、生産年度、用途及び仕向先を口頭又は書面をもつて所轄食糧事務所の支所又はその出張所に届出でなければならぬ。

同條第五號の検査の免除を受けようとするものはその事由、數量、生産年度、用途及び仕向先を記載した書面をもつて食糧事務所長(以下所長という)に申請しなければならない。

前項の規定により検査の免除を受けたものは、當該茶種の包装にその數量、用途、受渡當事者の住所、氏名及び検査免除を受けた年月日を記載した荷札を附け別記第一號様式の検査免除印の押捺を受けなければこれを受渡し又は移出することはできない。

第四條 本縣外から搬入された茶種であつても本縣内で生産されたことの確認できないものはこれを本縣内で

00465

生産されたものとみなす。

第五條 検査を受ける必要のない茶種について検査を希望する者あるときはこの條例に依り検査を行うことができる。

第六條 茶種の検査等級は一等、二等、三等及び等外とする。

風水害その他の災害により茶種の品位を著しく損じた場合に於て知事は必要と認めるときは、前項の検査等級三等の下に四等を増設することができる。此の場合には豫めこれを告示する。

前各項の検査等級の標準は知事が別にこれを定める。

第七條 検査を受ける茶種の一包装の正味量は十六貫(六十班)としなければならない。

第八條 検査を受ける茶種は、叭とし、包装に關する細目は、次の各號に依らなければならない。但し古叭を使用する場合は、包装面に押捺されてある表示は、これを抹消しなければ使用できない。

一 莖はよく乾燥した打薬を使用し、縦目二十以上、

長さ約五尺八寸、幅約二尺八寸五分以上、重量五百匁以上とし、強靱な細繩をもつて一端を二十七針以上縫上げること。

二 荷造りは叭口を巻き兩耳を中央部に折込み細繩をもつて括り縦繩は三箇所を各二廻り緊括して平結びとなし、横繩は二筋にて一箇所としその掛方は兩端の縦繩には蛙股掛に、中央の縦繩には戻し掛となし終りを男結びとすること。

第九條 特別の事由により前二條の規定により難い場合は所長の許可を受け特別の正味量又は包装とすることができる。

前項の許可を受けようとする者はその事由、數量、一包装の正味量、包装方法、用途及び仕向先を記載した書面を以て所長に申請しなければならない。

第十條 検査を受ける茶種には、その包装に別記様式による票箋を結び付けなければならない。

第十一條 検査を受けようとする者は別に定める條例により検査手数料を納付しなければならない。

第十二條 検査を受けようとする者は次の事項を記載した検査請求書を所轄食糧事務所の支所又はその出張所に提出しなければならない。

- 一、住所氏名
- 二、生産年度
- 三、數量
- 四、受検場所
- 五、仕向先
- 六、検査手数料
- 七、受検希望月日

第十三條 この條例に依る検査施行の爲に必要な茶種の積替、運搬計量解装又は改装に要する労力及び費用は検査請求者の負担とする。

第十四條 この條例適用により生じた損害については縣はその賠償の責を負わない。

第十五條 検査は、茶種の品質、粒形、乾燥、調製、正味量及び包装につきこれを行いその品位により検査等級を決定する。

第十六條 検査は検査吏員これを行う。但し検査吏員と雖も自己の利害に直接關係ある茶種の検査はこれを行うことはできない。

前項の検査吏員とは食糧事務所に勤務する食糧検査官及び食糧検査官補をいう。検査吏員、その職務を行うときは、主要食糧検査令施行規則に定める様式第一號に依る證票を携帯しなければならない。

第十七條 検査は所長において農業協同組合その他の關係者の希望を斟酌し指定した場所においてこれを行う。但し特別の事由ある場合には指定場所以外の場所においてこれを行うことができる。

第十八條 検査は検査請求の順序により日出から日没までの間にこれを行う。但し検査施行上必要がある場合又は特別の事由ある場合には、この限りでない。

第十九條 検査請求者又はその代理人は検査に立會し、検査吏員の指示に従わなければならない。前項の指示に従わないときは検査吏員その検査を中止

することがある。

第二十條 検査吏員、検査を行うに當り第七條乃至第十條の規定に適合しないものありと認めるときは、その茶種の検査はこれを中止する。

前項の規定により検査を中止したときはその日より起算して十日以内に不備の点を補正し検査を受けなければ、その茶種について既に提出した検査請求書はその効力を失う。

第二十一條 検査等級を決定したときは、票箋に検査の年月日及食糧事務所名を記載し且別記第三號様式による検査等級證印及び検査吏員の認印を押捺する。

第二十二條 検査吏員第二十三條、第二十五條又は第二十六條第一項の規定により検査を行い前検査等級と異つた検査等級を決定したときは、その検査等級に應じその票箋の裏面に別記第三號様式の検査等級證印を押捺し検査年月日を記入した上前検査等級證印はこれを抹消する。

項とするべく前検査等級と同一の検査等級を決定した

ときはその票箋の裏面に検査年月日を記入し検査吏員の認印を押捺する。

第二十三條 検査請求者は検査等級の決定に對し異議あるときはその検査の終了した日より起算して十日以内にその異議の事由、検査等級別數量、受検場所前検査年月日及び受検希望日時を記載した書面を以て所長に検査の請求をすることができる。

前項の規定により検査の請求があつた場合所長は前検査に關與しなかつた他の検査吏員に検査を行わしめる。第二項の規定による検査の決定等級に對しては異議の申立をすることはできない。

第二十四條 茶種の検査票箋に押捺した印章又は記號を抹消するときは別記第四號様式の消印を用う。

第二十五條 検査済の茶種であつても次の各號の一に該當するものは更に検査を受けなければ、これを受渡し又は移出することはできない。

- 一 包装を毀損し又は改装したもの
- 二 検査等級證印の不明瞭となつたもの

三 票箋を毀損し又は亡失したもの
 四 正味量の減少したもの
 五 検査後腐敗若しくは變質し又は著しく虫害若しくは鼠害を受けたもの

第二十六條 検査吏員必要と認めるときは、検査済の茶種につき検査を行うことがある
 前項の規定による検査は、正當の理由なくこれを拒むことはできない。

第二十七條 検査済の茶種を解装したときは直ちにその票箋を破棄しなければならない。

第二十八條 検査済の茶種を降雪中に運搬し又は濕氣多い場所に置くときは防濕の設備をしなければならぬ。

第二十九條 運搬業者又は運送取扱業者は検査を受けなければならぬ茶種であつてその検査を受けないものを検査場所以外に運搬し又は運送の目的でこれを取扱うことはできない。

第三十條 検査吏員はこの條例に違反する事實を認めたとときは茶種の所在場所に臨檢し關係帳簿を閲覧し又はその運搬停止若しくは保管又は關係資料の提出を命ずることができる。

前項の規定による臨檢閲覧及び命令は正當の事由なくしては、これを拒むことはできない。

第三十一條 次の各號の一に該當するものは、五方圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處する。

一 第一條第三條第一項及び第三項第二十五條第二十六條第二項第二十七條乃至第二十九條又は第三十條第二項の規定に違反し又は拒否した者

二 不正の手段により検査を受け若しくは受けようとした者又は検査を免れる爲不正の行爲をした者

三 検査済の茶種に不正の手段を爲した者

四 故なく検査済茶種の検査等級、證印を抹消若しくは隠蔽し又は變造した者

五 濫りに検査済茶種の票箋を不正に使用し若しくは破棄し又はその記載事項を改竄した者

六 検査済の茶種に濕氣を施し又は生産年度、品種若

しくは品位の異なる茶種を他の物料を混入し又は減量した者
 第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外その法人又は人に對しても同様の罰則を適用する。

附 則

この條例は昭和二十三年一月一日からこれを適用するこの條例施行前茶種検査規則により検査を受けた茶種はこの條令により検査を受けたものとみなす。

第一號様式 検査免除印 徑一寸 色紫

第二號様式 票 箋 長二寸五分 幅一寸

| | | | | |
|------|---|---|---|---|
| 縣 | 市 | 郡 | 町 | 村 |
| 受検査者 | 昭 | 和 | 年 | 産 |
| 正味量 | 貫 | 瓦 | 貫 | 匁 |
| 皆掛重量 | 貫 | 瓦 | 匁 | |

備考 用紙は強靱なものを使用すること
 第三號様式 検査等級證印 徑八分 肉色紫

一等 壹等 二等 貳等 三等 參等

四等 四等 等外 等外

第四號様式 消 印 徑三分 肉色紫

消

鳥取縣條例第三十七號

鳥取縣麻、三極、楮検査條例を次のように定める

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣麻、三極、楮検査條例

第一條 本縣内に於て生産された麻、三極、楮を受渡し又は移出しようとする者はこの條例の定めるところにより検査を受けなければならない。但し次の各號の一

00470

に該当するものはこの限りでない。

一、受渡し又は移出する一口の數量が第七條に規定する一梱の定量に満たない端量のもの

二、學術研究又は試験の用に供するもの

三、博覽會、共進會又は品評會等に出品するもの

四、強制執行の目的物となつたもの又は國有に屬するもの

五、其他特別の事由により検査の免除を受けたもの

第二條 この條例に於て麻とは苧麻（苧麻の纖維をい）其の屑はこれを除く以下同じ）及び黃麻（黃麻の纖維をい）その屑はこれを除く以下同じ）をい、三極とはその黒皮地氣及白皮をい、楮とはその黒皮未晒及び白皮を言う。

第三條 第一條の受渡しとは賣買交換、貸借、辨濟、贈與、擔保又は寄託のため本縣内にて授受するをい、移出とは本縣外に搬出するをい。

第四條 第一條第二號第二號又は第三號に該當する麻、三極、楮を受渡し若しくは移出しようとする者は、そ

の事由、種類、數量、荷造及び仕向先を口頭又は書面をもつて所轄食糧事務所の支所又はその出張所に届出でなければならぬ。

同條第五號の検査の免除を受けようとするものは、その事由、種類、數量、荷造及び仕向先を記載した書面をもつて食糧事務所長（以下所長という）に申請しなければならぬ。

前項の規定により検査の免除を受けたものは當該麻三極又は楮にその種類數量用途受渡當事者の住所氏名及び検査免除を受けた年月日を記載した荷札を附け別記第四號の様式の検査免除印の押捺を受けなければこれを受渡し又は移出することはできない。

第五條 本縣外から搬入された麻、三極又は楮であつても本縣外で生産されたことの確認できないものはこれを本縣内で生産されたものとみなす。

第六條 検査を受ける必要のない麻、三極又は楮について検査を希望する者があるときは検査を行うことができる。

00471

第七條 麻、三極又は楮の検査等級は左の通りとする。

一 苧 麻 特等 並等 等外及び粗製纖維

二 黃 麻 精製品 一等 二等 三等及び等外 粗製品 一等 二等及等外

三 極、楮 一等 二等及び等外

前項の検査等級の標準は別にこれを定める。

第八條 検査を受ける麻、三極、又は楮の一梱重量及び荷造はこの條例に依らなければならぬ。

一、一梱の重量

苧 麻 八 貫

黃 麻 十 貫

三 極、楮 五 貫

二、荷 造

苧麻は二百匁内外を根元を揃えその根元から八寸の箇所を共麻にて緊縛して小束となし、その小束十箇の根元を揃え横二段に並列し根元から約二尺五寸の箇所を折曲げ共麻にて緊縛して大束となしその大束四箇を根元と鬚とを交互に積重ね（直徑約二分）以上

の）共撚麻にて横三箇所を各二廻り緊縛して一梱とすること。

黃麻は二百五十匁内外を根元を揃へその根から一尺の箇所を共麻にて緊縛して小束となしその小束十箇の根元を揃へ横一段に並列して根元から約三尺五寸の箇所を折曲げ共麻にて横二箇所を緊縛して大束となしその大束四箇を根元と鬚とを交互に積重ね共麻にて横二箇所を各二廻り緊縛し中央部は（直徑約二分）以上の）共撚麻にて二廻り緊縛して一梱とすること

三極及び楮は二百五十匁内外を根元を揃へその根元から約一尺三寸の箇所を共皮にて緊縛して小束となし其の小束五箇を根元を揃へて横に並列し根元を交互にして四段に積重ね仕上りの長さ約四尺となし横四箇所を共皮にて各二廻り緊縛し男結びとして一梱とすること。

第九條 特別の事由により前條の規定により難い場合は所長の許可を受け特別の重量又は荷造とする事ができ

る。
前項の許可を受けようとする者はその事由、種類、數量、一梱の重量荷造方法及び仕向地を記載した書面をもつて所長に申請しなければならない。

第十條 検査を受ける麻、三極又は楮にはその各梱の中央横繩又は之に準ずる横繩に別記第一號様式に依る票箋を緒付けなければならない。

第十一條 検査を受けようとする者は別に定める條例により検査手数料を納付しなければならない。

第十二條 検査を受けようとする者は別記第二號様式による検査請求書を所轄食糧事務所の支所又はその出張所に提出しなければならない。

第十三條 検査施行の爲に必要な麻、三極又は楮の積替運搬計量解装及び改装の費用は検査請求者の負担とする。

第十四條 この條例の適用により生じた損害については縣はその賠償の責任を負わぬ。

第十五條 検査は麻、三極又は楮の品質色澤乾燥調製長

さ重量及び荷造につきこれを行いその品位に依り検査等級を決定する。

第十六條 検査吏員これを行う、但し検査吏員と雖も自己に直接利害關係ある麻、三極又は楮の検査はこれを行うことはできない。

前項の検査吏員とは食糧事務所勤務する食糧検査官及び食糧検査官補をいう。

検査吏員その職務を行うときは主要食糧検査令施行規則に定める様式第一號に依る證票を携帯しなければならない。

第十七條 検査は所長において農業協同組合その他の關係者の希望を斟酌し指定した場所においてこれを行う。但し特別の事由ある場合には指定場所以外の場所においてこれを行うことができる。

第十八條 検査は検査請求の順序により日の出から日没迄の間に行う。但し検査施行上必要がある場合は特別の事由がある場合はこの限りでない。

第十九條 検査請求者又はその代理人は検査に立會し檢

査吏員の指示に従わなければならない。
前項の指示に従わないときは検査吏員その検査を中止することができる。

第二十條 検査吏員検査を行うに當り第八條又は第十條の規定に適合しないものと認めるときはその検査はこれを中止する。

前項の規定により検査を中止したときはその日より起算して十日以内に不備の点を補正し検査を受けなければその麻、三極又は楮について既に提出した検査請求書はその効力を失う。

第二十一條 検査等級を決定したときは票箋に検査の年月日及び食糧事務所名を記載し且つ別記第三號の様式による検査等級證印及び検査吏員の認印を押捺する。

第二十二條 検査吏員第二十三條第二十五條又は第二十六條第一項の規定により検査を行い前検査等級と異つた検査等級を決定した時はその検査等級に應じ其の票箋の裏面に様式第三號の検査等級證印を押捺し検査年月日を記入した上前検査等級證印はこれを抹消する。

前検査等級と同一の検査等級を決定したときは其の票箋の裏面に検査年月日を記入し検査吏員の認印を押捺する。

第二十三條 検査請求者は検査等級の決定に對し異議あるときはその検査の終了した日より起算して十日以内にその異議の事由麻、三極又は楮の種類検査等級別數量所在地前検査年月日及び受檢希望日時を記載した書面を以て所長に検査の請求をすることができる。

前項の規定により検査の請求があつた場合所長は前検査に關與しなかつた他の検査吏員にこれが検査を行わしめる。

第二項の規定による検査の決定等級に對しては異議の申立をすることはできない。

第二十四條 麻、三極又は楮の票箋に押捺した印章又は記號を抹消するときは別記第五號様式の消印を用う。

第二十五條 検査済の麻、三極又は楮であつても左の各號の一に該當するものは更に検査を受けなければこれを受渡し又は移出することはできない。

- 一、荷造を棄損し又は改装したもの
- 二、検査等敍證印の不明瞭となつたもの
- 三、票箋を棄損し若しくは亡失したもの
- 四、變質若しくは著しく濕氣を受けたもの又は重量を減したもの

第二十六條 検査吏員必要と認めるときは検査済の麻、三極又は楮につき検査を行うことがある。
前項の規定に依る検査は正當の理由なくして之を拒むことはできない。

第二十七條 検査済の麻、三極又は楮を解装したときは直ちに其の票箋を破棄しなければならない。

第二十八條 検査済の麻、三極又は楮を降雨雪中に運搬し又は溜氣を著しく吸收し易い場所に置くときは防濕の設備をしないでならない。

第二十九條 運搬業者又は運送取扱業者は検査を受けなければならない麻、三極又は楮であつてその検査を受けないものを検査場所以外に運搬し又は運送の目的で之を取扱うことはできない。

第三十條 検査吏員はこの條例に違反する事實を認めるときは麻、三極又は楮の所在場所に臨檢し關係帳簿を開覽し又はその運搬停止若しくは保管又は關係資料の提出を命ずることができる。
前項の規定に依る臨檢、開覽及び命令は正當の理由なくしては、これを拒むことはできない。

第三十二條 次の各號の一に該當するものは五方圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處する。

- 一、第一條、第四條第一項第三項第二十五條、第二十六條第二項第二十七條乃至第二十九條又は第三十條第二項の規定に違反し又は拒否した者
- 二、不正の手段により検査を受け若しくは受けようとした者又は検査を免れる爲不正の行爲をした者
- 三、検査済の麻、三極又は楮に不正の手段をなしたものの
- 四、故なく検査済の麻、三極又は楮の検査等敍證印を抹消し若しくは隠蔽し又は變造した者
- 五、濫りに検査済麻、三極又は楮の票箋を不正に使用し若しくは破棄し又はその記載事項を改竄した者

第三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し前條の違反行爲をしたときは行爲者を罰する外その法人又は人に對しても同様の罰則を適用する。

附 則

この條例は昭和二十三年一月一日からこれを適用する。この條例施行前麻、三極、楮検査規則により検査を受けた麻、三極又は楮はこの條例により検査を受けたものとみなす。

第一號様式 票 箋

| | | | |
|-----|----|----|------|
| 縣 | 市郡 | 村町 | 長さ四寸 |
| 受檢者 | 年産 | 何々 | 幅二寸 |
| ◎昭和 | 重量 | 貫 | |
| 昭和 | 年 | 月 | 日 |

用紙は強靱な模造紙を使用すること

備考 記載事項中「何々」は麻、三極又は楮の種類に依り「苧麻」「黃麻」「三極(黒皮)」「三極(地

氣)」「三極(白皮)」「楮(黒皮)」「楮(黒皮)」「楮(未晒)」「(白皮)」と記載するものとす

様式第二號 検査請求書

検査請求書

昭和 年 月 日

住 所 氏 名 印

鳥取縣食糧検査事務所長殿

左記の通り検査を受け度検査手数料納收證票貼付の上
請求します

| | | | | | |
|------|----|-----|----|------|------|
| 生産年度 | 昭和 | 年産 | 番別 | 検別した | 數量 |
| 任向地 | 検査 | 手數料 | 圓 | 鏡 | 受檢場所 |
| | | | | 希望月日 | 月 日 |

備考 種類並に品目欄には「苧麻」「黃麻精製品」

「黃麻粕製品」「三極黒皮」「三極地氣」「三極白皮」「楮黒皮」「楮未晒」又は「楮白皮」と記載すること

様式第三號 検査等級證印 徑八分 肉色紫

特等 (特等) 一等 (壹等) 二等 (貳等)

三等 (參等) 等外 (等外) 並等 (並等)

粗製 粗製 纖維 纖維

様式第四號 検査免除印 徑一寸 肉色紫

免

様式第五號 消印 徑三分 肉色紫

消

規

◇鳥取縣規則第三十六號
昭和十九年四月鳥取縣杞柳集荷配給統制規則第二十五號は之を廢止する
昭和二十三年六月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第三十七號

昭和十八年二月鳥取縣令第五號茶種検査規則は六月十五日から之を廢止する
昭和二十三年六月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第三十八號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十八號麻、三極、楮検査規則は六月十五日之を廢止する
昭和二十三年六月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

◇鳥取縣告示第二百六十六號
畜牛結核病豫防法施行規則第三條により乳用牛及乳用種牛の結核検査を左記のように實施するので同法第四條により告示する

検査該畜牛所有者及管理者は右検査所に同牛を牽付け検査を受けなければならない。

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

| 検査月日 | 検査場所 | 検査區域 | 検査時刻 |
|--------|------|-----------|------|
| 七月十五日 | 赤碕町 | 赤碕町、安田村一圓 | 午前十時 |
| 同 十六日 | 浦安町 | 浦安町、八橋町一圓 | 同 |
| 同 十七日 | 由良町 | 由良町一圓 | 同九時 |
| 同 十九日 | 下郷村 | 下郷村一圓 | 同十一時 |
| 同 二十日 | 高城村 | 高城村一圓 | 同 |
| 同 二十一日 | 倉吉町 | 倉吉町一圓 | 同十時 |
| 同 二十二日 | 小鴨村 | 小鴨村一圓 | 同 |
| 同 二十三日 | 長瀬村 | 長瀬村一圓 | 同 |
| 同 二十四日 | 舍人村 | 舍人村一圓 | 同九時 |

| | | | |
|--------|------|------------|------|
| 同 二十六日 | 社 村 | 社 村一圓 | 同十時 |
| 同 二十七日 | 旭 村 | 旭 村一圓 | 同 |
| 同 二十八日 | 西郷村 | 西郷村一圓 | 同九時 |
| 同 二十九日 | 三徳村 | 三徳村一圓 | 同十一時 |
| 八月 二日 | 夜見村 | 彦名村夜見、當益一圓 | 同十時 |
| 同 三日 | 五千石村 | 五千石村一圓 | 同九時 |
| 同 四日 | 上道村 | 外江村上道村一圓 | 同 |
| 同 五日 | 中濱村 | 中濱村和田村一圓 | 同 |
| 同 六日 | 米子市 | 米子市一圓 | 同八時 |
| 同 九日 | 淀江町 | 淀江町一圓 | 同十時 |
| 同 十日 | 高麗村 | 高麗村一圓 | 同九時 |
| 同 十一日 | 庄内村 | 庄内村一圓 | 同 |
| 同 十二日 | 大山村 | 大山村一圓 | 同十一時 |
| 同 十三日 | 所子村 | 所子村一圓 | 同九時 |
| 同 十四日 | 光徳村 | 光徳村御來屋町一圓 | 同 |
| 同 十五日 | 逢坂村 | 逢坂村一圓 | 同 |

◇鳥取縣告示第二百六十七號

昭和二十三年四月八日東伯郡大誠村農業會の國民健康保

00478

險組合の事業代行廢止を許可した

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百六十八號

國民健康保險法第五十四條の規定により昭和二十三年四月八日左の法人につき國民健康保險組合の事業代行を許可した

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、法人の名稱 東伯郡大誠村農業協同組合

二、事務所の所在地 東伯郡大誠村瀬戸六〇

三、許可年月日 昭和二十三年四月八日

◇鳥取縣告示第二百六十九號

昭和二十三年四月二日東伯郡西郷村農業會の國民健康保險組合の事業代行廢止を許可した

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百七十號

國民健康保險法第五十四條の規定により昭和二十三年四月二日左の法人につき國民健康保險組合の事業代行を許可した

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、法人の名稱 東伯郡西郷村農業協同組合

二、事務所の所在地 東伯郡西郷村八屋八二番地

三、許可の年月日 昭和二十三年四月二日

◇鳥取縣告示第二百七十一號

昭和二十三年三月二十六日日野郡日野上村農業會の國民健康保險組合の事業代行廢止を許可した

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百七十二號

國民健康保險法第五十四條の規定により昭和二十三年三月二十六日左の法人につき國民健康保險組合の事業代行

00479

を許可した

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、法人の名稱 日野郡日野上村
日野上村農業協同組合

二、事務所の所在地 日野郡日野上村大字矢戸
一二〇一ノ二番地

三、許可の年月日 昭和二十三年三月二十六日

◇鳥取縣告示第二百七十三號

昭和二十三年四月一日日野郡神奈川村農業會の國民健康保險組合の事業代行廢止を許可した

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百七十四號

國民健康保險法第五十四條の規定により昭和二十三年四月一日左の法人につき國民健康保險組合の事業代行を許可した

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、法人の名稱 日野郡神奈川村農業協同組合

二、事務所の所在地 日野郡神奈川村大字武庫
四五〇番地

三、許可の年月日 昭和二十三年四月一日

◇鳥取縣告示第二百七十五號

昭和二十三年四月一日日野郡米澤村農業會の國民健康保險組合の事業代行廢止を許可した

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百七十六號

國民健康保險法第五十四條の規定により昭和二十三年四月一日左の法人につき國民健康保險組合の事業代行を許可した

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、法人の名稱 日野郡米澤村農業協同組合

二、事務所の所在地 日野郡米澤村大字宮市
一〇三二ノ一番地

三、許可の年月日 昭和二十三年四月一日

◇鳥取縣告示第二百七十七號
昭和二十三年四月七日日野郡二部村農業者の國民健康保險組合の事業代行廢止を許可した

昭和二十三年六月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百七十八號
國民健康保險法第五十四條の規定により昭和二十三年四月七日左の法人につき國民健康保險組合事業代りを許可した

昭和二十三年六月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、法人の名稱 日野郡二部村農業協同組合
二、事務所の所在地 日野郡二部村大字二部 一五五六番地
三、許可年月日 昭和二十三年四月七日

◇鳥取縣告示第二百七十九號

昭和二十三年四月一日岩美郡浦生村農業者の國民健康保險組合の事業代行廢止を許可した

昭和二十三年六月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百八十號
國民健康保險法第五十四條の規定により昭和二十三年四月一日左の法人につき國民健康保險組合の事業代りを許可した。

昭和二十三年六月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、法人の名稱 岩美郡浦生村農業協同組合
二、事務所の所在地 岩美郡浦生村大字浦生 一、一三〇番地
三、許可年月日 昭和二十三年四月一日

◇鳥取縣告示第二百八十一號
農林水産業調査指導員である農林水産業調査員を次のように任免した

昭和二十三年六月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の區域 任免年月日
大下 理 小椋春光 東伯郡以西村 昭和二十三年五月一日
中村匡夫 勝部 功 西伯郡大郷村 同四月一日
神庭良三 泉原愛次 日野郡二部村 同五月五日
原 勝 田中 清 同郡日野上村 同六月一日
森田貞男 田中 顯 同郡米澤村 同四月一日

◇鳥取縣告示第二百八十二號
東伯郡地方事務所管内において縣稅檢査章を次のように交付した

昭和二十三年六月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分 番號 交付年月日 所屬廳名 職名 氏名
縣稅檢査章 一五六 昭和二十三年六月九日 谷村役場 書記 熊谷清人

◇鳥取縣告示第二百八十三號

物價統制令第四條の規定によつて甘藷苗の販賣價格の統

制額を次のように指定する
昭和二十二年六月鳥取縣告示第二百四十八號(甘藷苗の最高販賣價格指定の件)はこれを廢止する。
昭和二十三年六月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

甘藷苗販賣價格統制額
一、生産者販賣價格(一、〇〇〇本につき)

| 品 種 | 特等 | 並 | 特 | 並 | 特 | 並 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 農林二、三、五、六、七、八各號九州十 | 三三〇 | 三二〇 | 三二〇 | 三二〇 | 三二〇 | 三二〇 |
| 農林一、四、各號關東六號 | 三二〇 | 三二〇 | 三二〇 | 三二〇 | 三二〇 | 三二〇 |
| その他の品 種 | 二九〇 | 二七〇 | 二七〇 | 二五〇 | 二五〇 | 二三〇 |

(一)右の統制額は生産者の庭先渡し統制額であつて包装費種苗損害共済施設掛金及び販賣斡旋手数料を含むものである。

(二) カゴで包装した場合はカゴの賃費と前項の包装費との差額を加算することが出来る。但しその加算額は一カゴにつき六〇圓を越へてはならない。

(三) (一)の引渡し場所以外の場所渡しで販賣する場合の統制額は(一)の生産者販賣價格の統制額から一、〇〇〇本につき五圓を差引いた額とする。

(四) この特及び並とは次の規格によつて縣又は縣知事の指定した団体の行う検査の等級である。

等級 節 數 一〇〇本當重量 備 考

特 一五節以上 五〇〇匁以上 特、並共切取苗であつて病苗及び異品種混入しないこと及び一〇〇本當重量は受

並 一二節以下 二〇〇匁以上 檢當時の目方とする。

一四節以下 五〇〇匁未滿

(五) 右の検査を受けないもの又は検査に合格しないものの價格は本表の當該品種及び期日の並のものゝ統制額から一、〇〇〇本當り三〇圓を差引いた額とする。

(六) 容器を買受人持ちで販賣する場合は(一)の生産者の販賣價格の統制額から一、〇〇〇本につき六圓を

差引いた額とする。

二、最終販賣價格

購入農業者の団体の最終販賣價格の統制額は(一)の生産者價格の統制額に種苗損害共済施設掛金一〇%取扱団体の購入斡旋手数料(一、〇〇〇本につき二〇圓以内)及び運賃諸掛の賃費を加算することが出来る。

昭和二十三年六月十五日印刷
昭和二十三年六月十五日發行

鳥取縣公報

昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣 鳥取市 東町 取
鳥取縣 鳥取市 東町 取
鳥取縣 鳥取市 東町 取
鳥取縣 鳥取市 東町 取
鳥取縣 鳥取市 東町 取